

令和3年9月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



諮問期限の延長について（通知）

下記の苦情の申出について、以前に諮問期限の延長をお知らせしたところですが、対応の準備等に時間を要しているため期限までに情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問を行うことができません。

なお、諮問の予定時期につきましては、本日から1か月程度かかる見込みですのでご了承願います。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

判事補採用願を提出した73期司法修習生の採用面接の日時が書いてある文書（令和2年11月9日付の最高裁判所人事局長通知「裁判官採用のための面接の実施等について」は除く。）

2 苦情の申出がされた日

令和3年7月7日付け（同月9日受付）

担当課 秘書課（文書室）電話03-(3264)5652（直通）